

○ 船場都心居住促進地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称		船場都心居住促進地区地区計画
位 置		大阪府中央区北浜一丁目から北浜四丁目まで、今橋一丁目から今橋四丁目まで、高麗橋一丁目から高麗橋四丁目まで、伏見町一丁目から伏見町四丁目まで、道修町一丁目から道修町四丁目まで、平野町一丁目から平野町四丁目まで、淡路町一丁目から淡路町四丁目まで、瓦町一丁目から瓦町四丁目まで、備後町一丁目から備後町四丁目まで、安土町一丁目から安土町三丁目まで、本町四丁目、久太郎町一丁目から久太郎町四丁目まで、北久宝寺町一丁目から北久宝寺町四丁目まで、南久宝寺町一丁目から南久宝寺町四丁目まで、博労町一丁目から博労町四丁目まで、南船場一丁目から南船場三丁目まで及び南船場四丁目地内
面 積		約 92.8 ha（うち再開発等促進区 約 92.8 ha）
区域の整備、 開発及び保全に関する方針	地区計画の 目 標	大阪の商業中心として発展してきた船場地区は、歴史的にも商業業務機能と居住機能が複合した活力ある大阪の都心部を形成してきた。しかしながら近年、居住の郊外化や、業務床需要の増大、地価の高騰等により、都心部における居住人口は著しく減少しており、当地区における健全な都心機能の回復は本市における重要な課題となっている。そこでこの地区における都心居住を促進するため、高度情報化・国際化の進展や、生活様式・就業形態の多様化に対応した魅力ある快適な住宅の供給を促進し、併せて土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
	土地利用に関する 基本方針	町人の町として発展してきた大阪の都心部の特性を活かすとともに、建築線の指定された街区の整備を促進し、職住近接や24時間活動などのニーズに対応する商業業務と住宅の複合調和した土地の高度利用を促進する。
	公共施設等の 整備方針	船場地区内の歩行者空間の拡充を図るため、船場建築線道路の歩道整備を一層促進する。また、重要課題となっている駐車対策を積極的に図るため、駐車施設や案内システムの整備を公民共同して進め、地区交通の円滑化に努める。
	建築物等の 整備方針	良好な都心型住宅を供給するとともに、オープンスペースの確保や緑化の推進等、市街地環境の整備改善に資する建築計画を誘導する。

<p>主要な公共施設の 配置及び規模</p>	地区幹線道路 A-1号 (幅員 6 m 延長 約 182 m)
	地区幹線道路 A-2号 (幅員 12 m 延長 約 172 m)
	地区幹線道路 A-3号 (幅員 12 m 延長 約 161 m)
	地区幹線道路 A-4号 (幅員 12 m 延長 約 144 m)
	地区幹線道路 A-5号 (幅員 12 m 延長 約 128 m)
	地区幹線道路 A-6号 (幅員 12 m 延長 約 136 m)
	地区幹線道路 A-7号 (幅員 12 m 延長 約 70 m)
	地区幹線道路 A-8号 (幅員 6 m 延長 約 74 m)
	地区幹線道路 A-9号 (幅員 6 m 延長 約 73 m)
	地区幹線道路 B-1号 (幅員 6 m 延長 約 363 m)
	地区幹線道路 B-2号 (幅員 12 m 延長 約 361 m)
	地区幹線道路 B-3号 (幅員 12 m 延長 約 360 m)
	地区幹線道路 B-4号 (幅員 12 m 延長 約 358 m)
	地区幹線道路 B-5号 (幅員 12 m 延長 約 358 m)
	地区幹線道路 B-6号 (幅員 12 m 延長 約 356 m)
	地区幹線道路 B-7号 (幅員 12 m 延長 約 358 m)
	地区幹線道路 B-8号 (幅員 6 m 延長 約 360 m)
	地区幹線道路 C-1号 (幅員 12 m 延長 約 138 m)
	地区幹線道路 C-2号 (幅員 12 m 延長 約 146 m)
	地区幹線道路 C-3号 (幅員 12 m 延長 約 156 m)
	地区幹線道路 C-4号 (幅員 12 m 延長 約 165 m)
	地区幹線道路 C-5号 (幅員 12 m 延長 約 170 m)
	地区幹線道路 C-6号 (幅員 12 m 延長 約 176 m)
	地区幹線道路 C-7号 (幅員 6 m 延長 約 182 m)
	地区幹線道路 D-1号 (幅員 12 m 延長 約 83 m)
	地区幹線道路 D-2号 (幅員 6 m 延長 約 60 m)
	地区幹線道路 D-3号 (幅員 12 m 延長 約 142 m)
	地区幹線道路 D-4号 (幅員 12 m 延長 約 132 m)
	地区幹線道路 D-5号 (幅員 12 m 延長 約 131 m)
	地区幹線道路 D-6号 (幅員 6 m 延長 約 133 m)
	地区幹線道路 E-1号 (幅員 6 m 延長 約 364 m)
	地区幹線道路 E-2号 (幅員 12 m 延長 約 363 m)
	地区幹線道路 E-3号 (幅員 12 m 延長 約 362 m)
	地区幹線道路 E-4号 (幅員 12 m 延長 約 366 m)
	地区幹線道路 E-5号 (幅員 12 m 延長 約 363 m)
	地区幹線道路 E-6号 (幅員 6 m 延長 約 366 m)
	地区幹線道路 F-1号 (幅員 6 m 延長 約 267 m)
	地区幹線道路 F-2号 (幅員 12 m 延長 約 272 m)
	地区幹線道路 F-3号 (幅員 12 m 延長 約 288 m)
	地区幹線道路 F-4号 (幅員 12 m 延長 約 292 m)
	地区幹線道路 F-5号 (幅員 12 m 延長 約 295 m)
	地区幹線道路 F-6号 (幅員 6 m 延長 約 298 m)

「地区計画の区域、再開発等促進区及び主要な公共施設の配置は計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

地	位置	大阪市中央区北浜一丁目から北浜四丁目まで、今橋一丁目から今橋四丁目まで、高麗橋一丁目から高麗橋四丁目まで、伏見町一丁目から伏見町四丁目まで、道修町一丁目から道修町四丁目まで、平野町一丁目から平野町四丁目まで、淡路町一丁目から淡路町四丁目まで、瓦町一丁目から瓦町四丁目まで、備後町一丁目から備後町四丁目まで、安土町一丁目から安土町三丁目まで、本町四丁目、久太郎町一丁目から久太郎町四丁目まで、北久宝寺町一丁目から北久宝寺町四丁目まで、南久宝寺町一丁目から南久宝寺町四丁目まで、博労町一丁目から博労町四丁目まで、南船場一丁目から南船場三丁目まで及び南船場四丁目地内
	面積	約 92.8 ha
区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模	区画道路 A-1号 (幅員 10 m 延長 約 155 m) 区画道路 A-2号 (幅員 5 m 延長 約 789 m) 区画道路 A-3号 (幅員 10 m 延長 約 526 m) 区画道路 A-4号 (幅員 5 m 延長 約 690 m) 区画道路 A-5号 (幅員 10 m 延長 約 178 m) 区画道路 A-6号 (幅員 5 m 延長 約 96 m) 区画道路 B-1号 (幅員 10 m 延長 約 357 m) 区画道路 B-2号 (幅員 5 m 延長 約 788 m) 区画道路 B-3号 (幅員 10 m 延長 約 785 m) 区画道路 B-4号 (幅員 10 m 延長 約 744 m) 区画道路 B-5号 (幅員 5 m 延長 約 773 m) 区画道路 C-1号 (幅員 10 m 延長 約 153 m) 区画道路 C-2号 (幅員 5 m 延長 約 736 m) 区画道路 C-3号 (幅員 10 m 延長 約 660 m) 区画道路 C-4号 (幅員 5 m 延長 約 821 m) 区画道路 D-1号 (幅員 5 m 延長 約 576 m) 区画道路 D-2号 (幅員 5 m 延長 約 130 m) 区画道路 D-3号 (幅員 10 m 延長 約 452 m) 区画道路 D-4号 (幅員 5 m 延長 約 180 m) 区画道路 D-5号 (幅員 5 m 延長 約 283 m) 区画道路 E-1号 (幅員 5 m 延長 約 535 m) 区画道路 E-2号 (幅員 10 m 延長 約 535 m) 区画道路 E-3号 (幅員 10 m 延長 約 530 m) 区画道路 E-4号 (幅員 5 m 延長 約 530 m) 区画道路 F-1号 (幅員 5 m 延長 約 527 m) 区画道路 F-2号 (幅員 10 m 延長 約 526 m) 区画道路 F-3号 (幅員 10 m 延長 約 525 m) 区画道路 F-4号 (幅員 5 m 延長 約 524 m)

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	<p>次の各号に該当するものについては10分の80とする。</p> <p>(1) 建築物の建ぺい率10分の8以下であるもの。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積（建築物の敷地が地区計画の区域内外にわたる場合においてはその全体の敷地面積）が300㎡以上であるもの。</p> <p>(3) 建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が2 m以上であるもの。</p> <p>(4) 住宅（共同住宅を含む。ただし当該住宅の1住戸当たりの専有面積が40㎡以上のものに限る。）の用に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が、当該建築物の容積率から10分の60を減じた数値以上であるもの。</p>
--------	------------	--------------	---

「地区整備計画の区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」